

一般名での処方箋記載について

当院では後発医薬品のある医薬品については特定の銘柄を処方箋に記載するのではなく一般的な名称で記載し処方する場合があります。

一般的な名称を記載することにより医薬品の供給が不安定な場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなる効果が見込めます。

一時的に医薬品の流通が不安定な場合、特定名称では必要なときに医薬品の提供が行えない事態が予測されます。

そういった場合であっても一般的な名称を記載することで、同じ成分の医薬品が選択できるようになり、提供ができるようになります。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。